

報道資料

提供日 平成29年3月1日
タイトル はり師・きゅう師の施術に係る療養費の不正請求
担当 静岡県後期高齢者医療広域連合事務局 医療給付室
連絡先 〒420-0851 静岡市葵区黒金町59番地の7 ニッセイ静岡駅前ビル3階
静岡県後期高齢者医療広域連合事務局（担当：医療給付室）
電話 054(270)5530 E-mail jimukyoku@shizuoka-ki.jp

はり師・きゅう師の施術に係る療養費の不正請求について

静岡県内において、はり・きゅう業務を営む者が、不正に療養費を受給していたことが判明した。

1 不正請求の概要

(1) 不正内容

施術を継続するためには3か月ごとに医師の同意を得る必要があるところ、同意を得た事実がないにもかかわらず、療養費支給申請書の同意記録欄に同意を得たこととして虚偽の記載を行い、療養費を受給していた。

(2) 不正受給額

576,216円

※平成27年6月から平成28年6月までの施術分（被保険者4名、延べ49件）

(3) 不正請求を行った者

静岡市葵区駒形通二丁目 杉森 賢太

2 広域連合としての対応について

同氏に対し、平成29年3月1日から5年間代理受領の取扱いを中止するとともに、同日付けで不正受給額576,216円を返還請求した。また、静岡県警察に対して刑事告訴することを検討している。

なお、現在、上記の不正内容のほか、返還を要する事案があるか確認中である。

3 広域連合長のコメント

不正請求があったことは誠に遺憾であります。

今回のような不正請求事案に対しては、不正受給額の返還を求めるとともに、代理受領の取扱いを中止するなど厳正に対処してまいります。

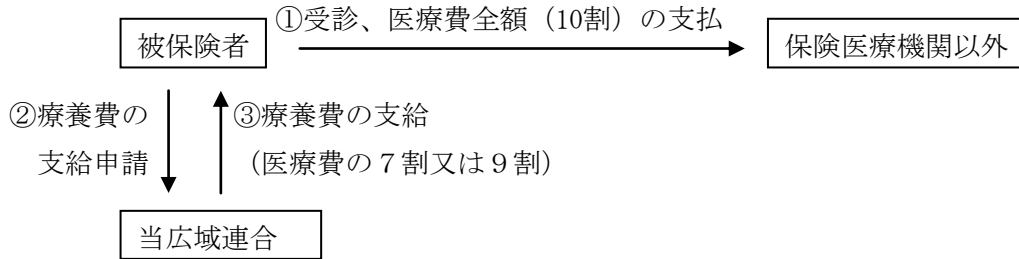
また、今後、はり・きゅう及びあん摩マッサージ施術に係る療養費の支給については、引き続き不正請求の把握と防止に努めてまいります。

【参考】

1 療養費について

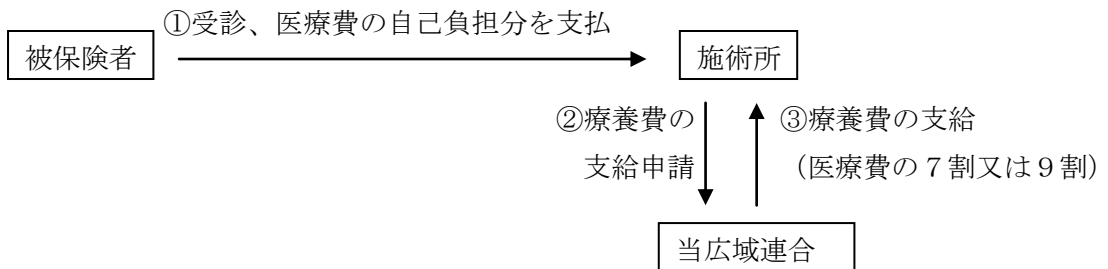
療養費とは、被保険者が保険医療機関以外の医療機関等を受診した際に支払う医療費全額のうち、保険給付分（医療費の7割又は9割）を被保険者からの申請によって償還払いする方法である。

結果として、被保険者は自己負担分（1割又は3割）のみを負担することになる。



2 代理受領について

当広域連合では、被保険者の負担軽減のため、被保険者本人が柔道整復、はり・きゅう及びあん摩・マッサージ施術に係る療養費の受取を施術者に委任する代理受領による委任払いの取扱いを認め、被保険者が自己負担分のみでこれらの施術所を受診できるようにしている。



3 医師の同意書の取扱いについて

同意書は、療養費支給申請の都度これに添付することを原則とするものであるが、初療の日から3ヶ月を超えて施術を受ける場合は、実際に医師から同意を得ていれば（口頭による同意等）必ずしも医師の同意書の添付は要しないこととされている。この場合、支給申請書には、同意をした医師の住所、氏名、同意年月日、病名、要加療期間の指示がある場合はその期間を付記する取扱いとされている。（厚生労働省通知「はり師、きゅう師及びあん摩・マッサージ・指圧師の施術に係る療養費の支給の留意事項等について」）